

三朝町職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

三朝町長

三朝町規則第17号

三朝町職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

三朝町職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和45年三朝町規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（自動車等使用者に係る通勤手当の額） 第9条 略 （支給日等） 第16条 <u>給与条例第11条第5項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u> （1） <u>職員に新たに給与条例第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合</u> （2） <u>職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合（次条第2項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）</u> 2 <u>給与条例第11条第5項の別に定める日は、給料の支給定日とする。</u> 3 <u>給与条例第11条第5項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通</u>	（自動車等使用者の支給額） 第9条 略 （支給日等） 第16条 <u>通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与条例第5条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。</u>

勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

4 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

5 職員がその所属する給料の支給義務者を異にした場合であって、その異動した日が支給単位期間に係る最初の月（第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

（1） 職員に新たに給与条例第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

（2） 前号に掲げるもの以外の支給単位期間当該支給単位期間に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

6 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

（支給の始期及び終期等）

第17条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

2 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にした場合であって、その異動した日が支給単位期間に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

（支給の始期及び終期）

第17条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたとき

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合(第3号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月(当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月)

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合(次号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして町長が定める場合 町長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、町長が定める。

(返納の事由及び額等)

第18条 給与条例第11条第6項の別に定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として町長が定める場合に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

は、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由及び額等)

第18条 給与条例第11条第6項の別に定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 給与条例第11条第6項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第11条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第11条第2項第2号に定める額及び同条第3項第1号に定める額の合計額（以下この項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、町長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

2 交通機関に係る通勤手当に係る給与条例第11条第6項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第11条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が150,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払い戻しを、町長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの<u>通勤手当算出基礎額</u>が150,000円を超えていた場合 略 3 給与条例第11条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生日 <u>(前項第1号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、町長の定める月)</u>の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。 第20条 略 2 月の中途において休職等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、<u>若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月</u>から開始する。	(2) 1箇月当たりの<u>運賃等相当額等</u>が150,000円を超えていた場合 略 3 給与条例第11条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生日の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。 第20条 略 2 月の中途において休職等となった場合 <u>(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)</u>には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月 <u>(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)</u>から開始する。 3 <u>出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合</u> (前項に規定するときから復職し、又は職務に復帰しないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。
--	---

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年10月1日から施行する。
(支給単位期間の開始に関する経過措置)
- 令和8年9月2日から同月30日までの間(以下「特定期間」という。)に職員に新たに三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の三朝町職員の通勤手当に関する規則第20条第2項に規定する場合(同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。)に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の三朝町職員の通勤手当に関する規則の支給単位期間は、同年10月から開始するものとする。